平成２１年（フ）第２８８号
富山市婦中町鵜坂160番地１　レオパレスやすらぎ211号
債務者　山村　竜一
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４号
福岡県京都郡苅田町大字稲光671番地　町営住宅32号
債務者　松蔭　弓子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
福岡県行橋市行事８丁目２番43
債務者　鬼塚　哲夫
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
福岡県行橋市大字稲童854番地89鎌田コーポ108
債務者　吉岡　啓子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７９８号
千葉県柏市高田224番地２　スノーホワイト101号
債務者　中居　雄太
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７９９号
千葉県柏市光ケ丘２丁目９番14号
債務者　湯原　信一
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８１４号
千葉県松戸市六実１丁目17番地の３
債務者　中山眞理子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８１５号
千葉県松戸市小金原３丁目15番地の18小金原第７コーポラス702号
債務者　植田　和子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８２０号
千葉県松戸市高塚新田123番地の２高塚団地２街区２棟304号室
債務者　大畑　広子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８２１号
千葉県松戸市高塚新田123番地の２高塚団地２街区２棟304号室
債務者　高久　孝夫
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８２６号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地常盤平公団住宅２街区23棟203号
債務者　真壁　宏明
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８３４号
千葉県松戸市西馬橋３丁目17番地の２　ハイツマーチ３号
債務者　熊澤三由紀
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８４０号
千葉県柏市花野井1160番地72
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１７０号
石川県小松市松任町96番地
債務者　大田　真裕
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１３４号
三重県松阪市五反田町５丁目1089番地６
債務者　磯村　洋一
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１０６９号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目15番２号
債務者　中村　勝正
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１７号
福島県白河市葉ノ木平63番地13
債務者　尾股かおり
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
福島地方裁判所白河支部破産係